

「PCB廃棄物適正処理推進に 関する検討委員会」について

環境省

廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

PCB廃棄物の経緯

PCB 製造開始・中止～PCB廃棄物特別措置法制定

1954年(昭和29年)	PCBの国内製造開始
1968年(昭和43年)	カネミ油症事件発生、PCBの毒性が社会問題化
1972年(昭和47年)	行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

約30年間、民間事業者による処理施設立地が試みられるが、すべて失敗(39カ所で施設立地を断念)

11,000台
が紛失
(平成10年厚生省調査)

2001年 スtockホルム条約(PoPs条約)の締

- ◆ PCBについては、附属書A(廃絶)の対象物質
- ◆ 2025年(平成37年)までの使用の廃絶、2028年(平成40年)までの廃棄物処理が求められている。

2001年(平成13年)	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定
	環境事業団法の改正

処理施設の整備に着手

2004年(平成16年) 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の発足 (環境事業団から引継ぎ)

PCB廃棄物の処理体制、進捗率

① 高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス



高圧コンデンサ

約34万台

② 安定器等・汚染物



安定器



汚泥

安定器

約600万
個

汚染物

ウエス : 約200トン
汚泥 : 約2万トン

③ 微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ等

約160万台

OFケーブル

1,400km



再生油柱上トランス

約382万台

JESCOが処理

- ・全国5カ所の事業所
- ・化学処理

・おおむね3割程度の処理が完了(JESCO登録ベース)

JESCOが処理

- ・北九州事業所のみ稼働(H21~)。北海道事業所で整備に着手。
- ・プラズマ溶融処理

・北九州事業所エリアのみ処理が開始

無害化処理認定施設

- ・大臣認定処理施設での処理
- ・現在認定が4件

・処理に着手(H22年6月に認定第1号。)

電力会社

- ・自社処理

絶縁油6割、容器4割程度が処理完了

※過去に、事業者が自社保有PCB廃棄物を自ら処分した例がある。

PCB廃棄物処理体制の整備

高圧トランス・コンデンサ等

2004年 (H16)	JESCO北九州事業所の操業開始	処理着手
2005年 (H17)	JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始	
2006年 (H18)	JESCO大阪事業所の操業開始	
2008年 (H20)	JESCO北海道事業所の操業開始	

安定器等・汚染物

2009年 (H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉操業開始	処理着手
----------------	-------------------------	------

微量PCB汚染廃電気機器等

2002年 (H14)	微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明	
2003年 (H15) ～ 2005年 (H17)	低濃度PCB汚染物対策検討会	
2007年 (H19) ～	中央環境審議会 「微量PCB混入廃重電機器の 処理に関する専門委員会」	
2009年 (H21)	無害化処理認定制度の対象に 微量PCB汚染廃電気機器等を追加	
2010年 (H22)	無害化処理認定制度に基づく 大臣認定(第1号)	処理着手

環境省が焼却実証試験

①高圧トランス・コンデンサ等の処理体制

JESCOによる高圧トランス・コンデンサの処理

平成23年3月時点での処理進捗	
トランス類	6,215台
(処理進捗率)	36.1%
コンデンサ類	82,550台
(処理進捗率)	29.3%

北海道事業
平成20年5月操業開始

北九州事業
平成16年12月操業開始

東京事業
平成17年11月処理開始

大阪事業
平成18年10月操業開始

豊田事業
平成17年9月操業開始

③微量PCB汚染廃電気機器等に関する対策(中環審)

- PCB特別措置法施行後に、その存在が判明し、その量も膨大になると見込まれている。
- 平成19年4月から中央環境審議会に専門委員会を設置し、平成21年3月にとりまとめ。

中央環境審議会「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」のとりまとめを踏まえた主な対応:

- ◆廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の処理対象物に微量PCB汚染廃電気機器等を追加
- ◆「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定
- ◆「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」を整備
短時間かつ低廉に絶縁油に含まれるPCB濃度を測定できる方法

無害化処理認定施設について

- 高度な技術による無害化処理の内容が、迅速かつ安全な処理の確保に資するもの。
- 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であること。
- 実証試験の実施結果を提出するなどして、その確実な処理ができることを環境大臣が確認。
- 専門家による評価を行った上で、適当と認められる事業者を認定。

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会について

背景・現状

【PCB特別措置法】

- 政令で定める期間内の処分義務(法施行日から起算して15年(=平成28年7月))
- 法附則第2条において、「政府は法の施行後10年を経過した場合(=平成23年7月以降)において、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」

【現状】

- 「高圧トランス・コンデンサ等」
おおむね3割程度の処理が完了
- 「安定器等・汚染物」
北九州・北海道以外は、処理の見込みが立っていない。
- 「微量PCB汚染廃電気機器等」
処理がはじまったところであり、処理施設の増強が課題。

検討内容

「高圧トランス・コンデンサ等」、「安定器等・汚染物」、「微量PCB汚染廃電気機器等」について、それぞれこれまでの処理の状況をレビューした上で、課題を整理し、今後の処理推進方策について検討。

検討方法

廃棄物・リサイクル対策部長諮問により、有識者等からなる検討委員会(名称:「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」)を設置。

○スケジュール

第1回を10月1日に開催し、月1回程度のペース。平成24年度の早い段階までにとりまとめを目指す。

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等名簿

委員(15名)

浅野 直人	福岡大学法学部 教授
飯干 克彦	一般社団法人 日本電機工業会 PCB処理検討委員会 委員長
伊規須英輝	社会医療法人大成会 福岡中央総合健診センター施設長
織 朱實	関東学院大学法学部 教授
影山 嘉宏	電気事業連合会 環境専門委員会 委員
川本 克也	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
田中 勝	鳥取環境大学サステナビリティ研究所 所長
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター 教授
築谷 尚嗣	兵庫県農政環境部環境管理局長
◎永田 勝也	早稲田大学理工学部 教授
本多 清之	日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 化学物質分科会 主査
森田 昌敏	愛媛大学農学部 客員教授
横山 健一	石油連盟 環境専門委員会 委員

(◎は座長)

オブザーバー

- 日本環境安全事業株式会社の事業所が立地する自治体（9自治体）
北海道 室蘭市 東京都 愛知県 豊田市 大阪府 大阪市 福岡県 北九州市
 - 日本環境安全事業株式会社
 - 経済産業省
 - 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- ※必要に応じ、検討事項に関係のある者が出席。

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 論点

経緯等に関する論点

- ◆安全・確実な処理を前提として、処理を可能な限り早急に終わらせることが必要
- ◆多種多様なPCB廃棄物の全てについて、処理体制が確保されるよう努めていくことが必要
- ◆このため、考えられる対策を可能な限り実施する必要があるのではないか

廃棄物の種類に応じた論点

【高圧トランス・コンデンサ等】

- ◇処理が進んだことに関しての一定の評価
- ◇現在のペースで処理を続けた場合の処理見通し
- ◇JESCOでの処理が遅れている原因と対策
- ◇処理をペースアップするための対策

【安定器等・汚染物】

- ◇処理の見込みが立っていない地域（東京、豊田、大阪エリア）の処理体制の整備
- ◇低濃度の汚染物の一部について、無害化処理認定施設等での処理を行う可能性

【微量PCB汚染廃電気機器等】

- ◇処理施設の能力増強対策
- ◇機器の絶縁油を入れ替えて、部材の洗浄を行う処理技術の実用化検討
- ◇その他、処理を推進するための方策
- ◇電気機器の製造年による、PCBの混入の有無について

【その他課題等】

- ◇より確実な適正保管を確保するための対策及び都道府県・政令市に求められる取組み
- ◇未届出者に対する保管状況の届出促進方策
- ◇処理困難者に確実な処分をさせるための対策
- ◇入口基準を設定することについて

処分の見通しに関する論点

- ◆上記現状と対策を踏まえた今後のPCB廃棄物の処分の見通し検討
- ◆PCB廃棄物の処理完了を見据えた際の考慮すべき点についての検討

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 検討スケジュール

検討スケジュール

◆検討委員会での論点について（第1回 平成23年10月1日）



◆高圧トランス・コンデンサ等について（2回程度）



◆安定器等・汚染物について（1～2回程度）



◆微量PCB汚染廃電気機器等について（1～2回程度）



◆その他の課題について（1回程度）



◆とりまとめ（案）について（1回程度）



（パブリックコメント）



◆とりまとめ（1回程度）

※平成24年度の早い段階までにとりまとめ予定。